

A decorative border made of interlocking puzzle pieces in two shades of teal, surrounding a white central area.

第2部 計画各論

あらゆる年代・性別で 男女共同参画意識が浸透した社会



目指す姿

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します

施策の方向 1

男女平等教育の推進

- 次代を担う子ども達が性別に捉われず、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
- 学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
- 大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1 学校教育における男女平等教育の推進

- 小・中学生向け男女平等教育副読本を作成・配布するとともに、活用促進に努めます。

取 組 み	担当局
○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用	市民局 教育委員会

- 性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。

取 組 み	担当局
○中学生向け出前セミナー	市民局

- 男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。

- 家庭生活における活動について、性別にかかわらず家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○男女平等の理念に立った教育課程の編成 ○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し ○アントレプレナーシップ教育	教育委員会

- 大学生等を対象に、男女共同参画や性別に捉われない将来設計、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。

取 組 み	担当局
○学生向け啓発事業	市民局

2 教育に携わる者への研修の充実

- 市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進について理解を深める研修を実施します。

取 組 み	担当局
○男女平等教育研修会	教育委員会/市民局
○新任教頭研修	教育委員会

- 公民館長・主事及び保育所職員等を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。

取 組 み	担当局
○公民館長・公民館主事研修	市民局
○保育所職員等研修	こども未来局

- アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。
- 区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

- アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。
- 男女の固定的な役割分担意識から生じる様々な相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。

取 組 み	担当局
○男女共同参画基礎講座 ○アミカスフェスタ ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談	市民局

4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

- 区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。

取 組 み	担当局
○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会	区役所

- 区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを実施します。

取 組 み	担当局
○人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座(ココロンセミナー)	市民局

5 公民館における取組みの推進

- 公民館において男女共同参画の推進に関する講座を実施するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。

取 組 み	担当局
○公民館における男女共同参画学習講座	市民局

6 男女共同参画に関する調査・研究

- 市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。

取 組 み	担当局
○男女共同参画社会に関する市民意識調査 ○市内事業所における労働実態調査	市民局

7 男女共同参画に関する広報と情報提供

- 男女共同参画に関する関係法令、条例及び第5次基本計画の周知に努めます。
- 市やアミカス、人権啓発センターの広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。
- アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、DVD、資料の閲覧・貸出を行います。

取 組 み	担当局
○出前講座 ○市政だよりによる広報 ○市のホームページ・SNSでの情報提供 ○情報提供事業 ○広報啓発紙の発行 ○アミカス図書室による情報の提供 ○ココロンセンターだより ○人権啓発用音源「こころのオルゴール」 ○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供	市民局

- 男女共同参画の視点に立った広報発信を進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。

取 組 み	担当局
○行政広報物における表現のガイドラインの周知	市民局

- 男女共同参画を含むユニバーサルデザインの考え方や取組みの普及・啓発を図ります。

取 組 み	担当局
○「わかりやすい広報物作成の手引き」の周知	市長室
○ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局

8 市民団体、NPO等との連携・共働

- 男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。
- NPO等の知見を活かし、効果的に事業を実施します。

取 組 み	担当局
○市民グループ活動支援事業(再掲) ○人権啓発センター利用登録団体との共働事業 ○女性のためのつながりサポート事業	市民局

- 男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組めます。

9 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

- 男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。
- 男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取組みを支援し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。
- 地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。

取 組 み	担当局
○男女協サミット(共催:七区男女共同参画協議会) ○出前講座(再掲) ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業(再掲) ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による校区における男女共同参画をテーマとした取組みの実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事研修(再掲)	市民局
○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援(再掲) ○区男女共同参画連絡会の活動支援(再掲)	区役所

10 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

- 男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取組みを進めます。
- 「男女共同参画推進サポーター」の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。

取 組 み	担当局
○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知(再掲) ○アミカス地域支援事業(再掲) ○出前講座(再掲) ○公民館長・公民館主事研修(再掲) ○公民館における男女共同参画講座(再掲) ○共創自治協議会事業	市民局

- 男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

11 男女共同参画の視点に立った防災事業

- 防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。
- 避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。

取 組 み	担当局
○ 女性の視点を活かした防災事業 ○ 出前講座 ○ 博多あん(安全)・あん(安心)塾 ○ アミカス地域支援事業(再掲) ○ 避難所運営ワークショップ	市民局

- 男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

12 男女平等に関する国際理解の推進

- 男女共同参画にかかる諸外国の状況について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。

取 組 み	担当局
○男女共同参画に関する国際的な動向や諸外国の情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座(諸外国の状況をテーマとするもの)	市民局

- 日本人と外国人の相互理解を深めるため、地域と在住外国人との交流などの活動を支援します。

取 組 み	担当局
○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局

- 思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点にも配慮しながら、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
- 市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
- 人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組めます。

13 青少年に対する支援、意識啓発

- 思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが発達段階に応じた正しい保健や性に関する知識を持てるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に及ぼす影響や親の役割などに関する学習機会を提供します。

取 組 み	担当局
○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話 ○プレコンセプションケアに関する情報発信事業 ○プレコンセプションケアセンター	こども未来局
○薬物乱用防止啓発事業	保健医療局

- 若者が性感染症から自分の身体を守るための正しい知識の啓発や、性感染症の早期発見・早期治療のための検査を実施します。

取 組 み	担当局
○性感染症予防対策	保健医療局

- 性に関する教育について、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。

取 組 み	担当局
○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会 ○情報モラル教育の推進	教育委員会

- 子ども・若者が早期から自らのライフプランについて考える機会を提供します。

取 組 み	担当局
○プレコンセプションケアに関する情報発信事業（再掲） ○ライフデザイン支援事業	こども未来局

14 母性の保護の重要性に関する認識の浸透

●市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。

取 組 み	担当局
○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

15 妊娠・出産に関する健康管理の支援

●母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○妊婦健康診査 ○妊産婦等相談・生活支援事業 ○産婦健康診査 ○産前・産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業	こども未来局
○妊産婦歯科健康診査	保健医療局

●子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

取 組 み	担当局
○不妊症検査費・治療費助成 ○プレコンセプションケアセンター（再掲） ○プレコンセプションケア推進事業	こども未来局

16 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

●人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○子宮頸がん検診、乳がん検診	保健医療局

●区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。

取 組 み	担当局
○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談	保健医療局

- 性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

17 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

- 性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。

取 組 み	担当局
○パートナーシップ宣誓制度 ○LGBTQ電話相談 ○性的マイノリティ交流事業	市民局
○性的マイノリティの方のメンタルヘルスに関する専門電話相談	保健医療局

18 市民や企業等に対する教育・啓発

- 講演会等の実施や性的マイノリティに関するリーフレットの作成をするとともに、性的マイノリティの支援に取り組む企業等の応援をします。

取 組 み	担当局
○性的マイノリティに関する講演会等の開催 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布 ○ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度	市民局